

# 地区計画ガイド ⑫本八幡A地区

## 地区計画の目標

本地区は、JR本八幡駅、京成八幡駅、都営新宿線本八幡駅及び国道14号等の交通結節点に位置し、利便性の高い地区です。

市街地再開発事業に併せた地区計画により、土地の高度な利用を図り、商業・業務施設の集積と潤いとゆとりのある都心居住を推進し、魅力ある市街地の形成を目指します。

※地区計画に併せて高度利用地区の指定により、建ぺい率の最高限度・容積率の最高限度・容積率の最低限度等が定められています。

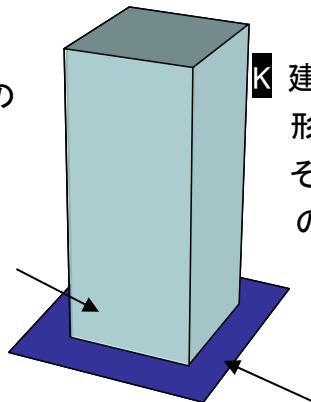
用途地域等による規制に、次の規制が上乗せされます。

### A 建築物等の用途の制限

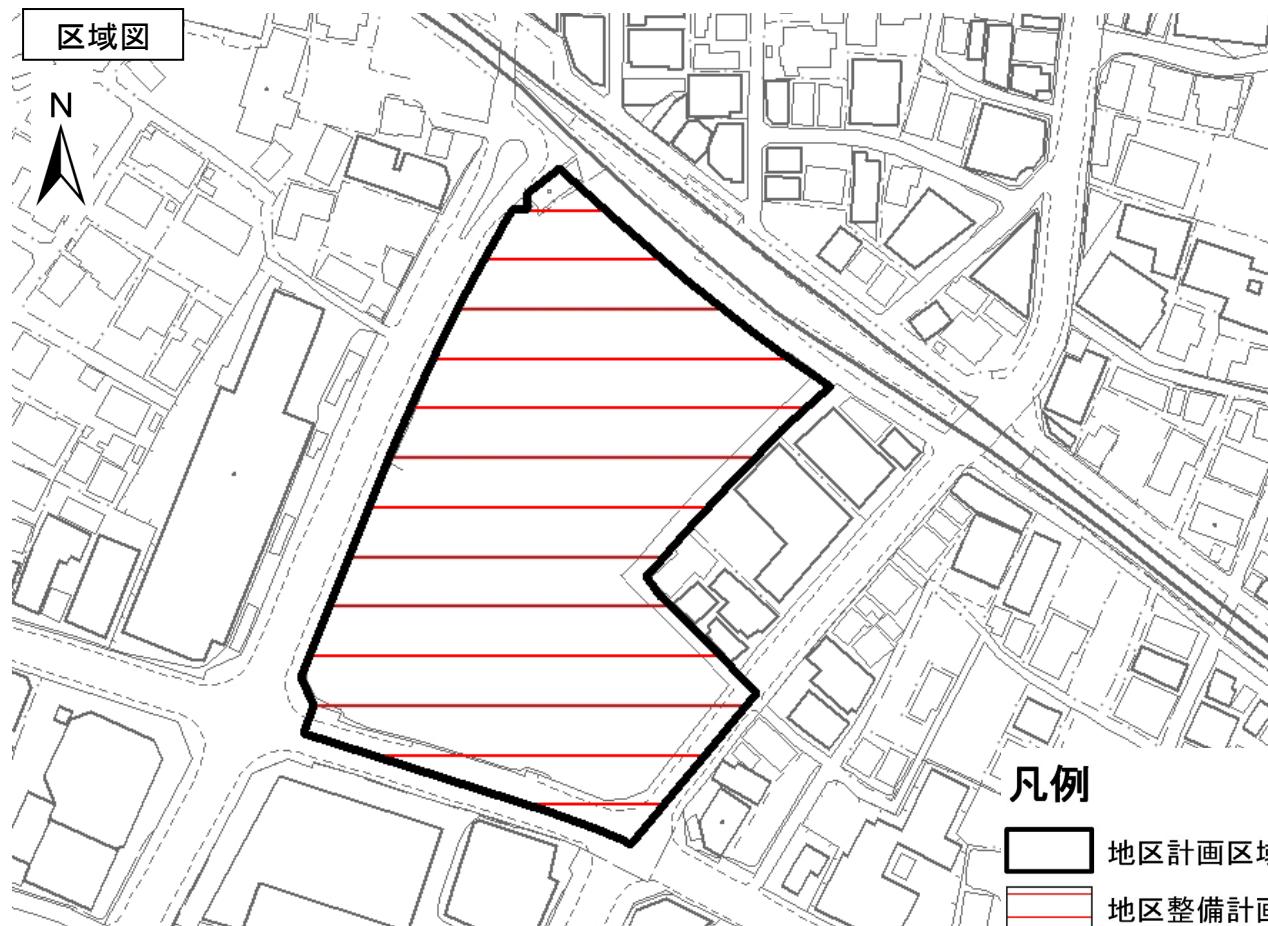
E 建築物の  
敷地面積の  
最低限度

G 壁面の位置  
の制限

H 壁面後退区域における工作物の  
設置の制限



K 建築物等の  
形態又は色彩  
その他の意匠  
の制限



## 地区計画の概要

位置	市川市八幡3丁目の一部（約 1.4ha）
土地利用の方針	中心市街地にふさわしい商業・業務及び都心居住機能の充実等、複合的な土地利用の誘導
地区施設	公共空地：広場（面積約 600 m <sup>2</sup> ）
A 建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築できません。</p> <p>①建築物の2階以下の部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの。 (出入口、階段等の避難施設は除く)</p> <p>②共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が建築物の延べ面積の10分の6を超えるもの</p> <p>③勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所</p> <p>④工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く）</p> <p>⑤倉庫業を営む倉庫</p> <p>⑥店舗型性風俗特殊営業</p>
E 建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m <sup>2</sup> ※1
G 壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱、へいの面までの後退距離の最低限度は、次のとおりとする。※2</p> <p>①1号壁面線においては、4mとする。</p> <p>②2号壁面線においては、2mとする。</p>
H 壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域に、自転車駐車用工作物、自動販売機を設置してはならない。
K 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>①建築物等の色彩は、原色を避け、周辺環境、都市景観に配慮した色調とし、公道に面する外壁の窓ガラス・サッシの全面を塞ぐ形状の広告物及びサイシート等を貼らないものとする。</p> <p>②屋外広告物は、建物の色調及び周辺景観と調和したものとする。</p>

※1 市長が必要と認めた場合等は除きます。

※2 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めたものは除きます。

- この表は地区計画の概略を示したもので、詳細については、本市のホームページをご覧いただかずか街づくり計画課までお問い合わせください。
- 地区計画区域内で土地の区画形質の変更、建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途の変更を行う場合には、都市計画法第 58 条の 2 の規定に基づく届出が必要となります。
- その他、高度利用地区の指定により、建ぺい率の最高限度・容積率の最高限度・容積率の最低限度等が定められています。

**【高度利用地区による制限】**…指定建ぺい率や壁面の位置を制限し、容積率を緩和しています。

建ぺい率の最高限度	50%
容積率の最高限度	600%
容積率の最低限度	200%
建築面積の最低限度	200 m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限	地区計画と同じ

## 地区整備計画の説明

### A 建築物等の用途の制限

中心市街地にふさわしい商業・業務施設の充実を図ると共に、中心市街地の活力の再生となる都市型住宅を誘導し、安全でにぎわいのある市街地を形成するため、建築物の用途の制限を定めています。

### E 建築物の敷地面積の最低限度

市街地再開発事業と併せて、建築物の敷地の統合の促進と小規模建築物の建築を抑制することにより、地区内に有効な空地を確保し、安全性・防災性の向上を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めています。

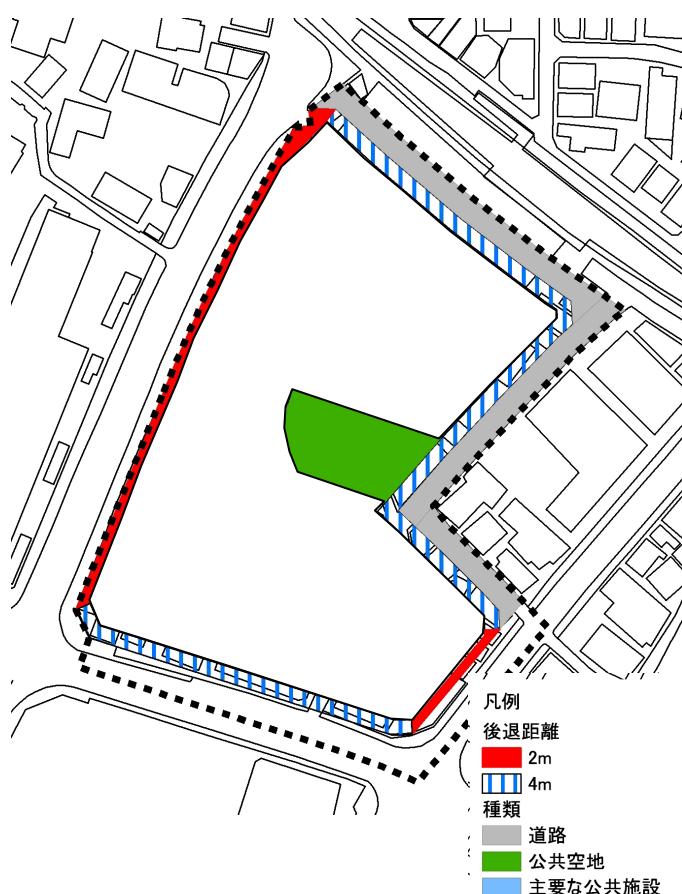
### G 壁面の位置の制限

地区施設利用者等の歩行者空間や、緑化の空間を確保するため、また災害時の円滑な避難、救援活動等防災性・安全性の向上を図るため、都市計画道路及び区画街路の整備とともに、壁面の位置の制限を定めています。

壁面の位置の制限の対象となるものは、建築物の外壁、建築物の外壁に代わる柱、へいです。

ただし、建築物の地盤面下の部分及び歩行者専用デッキ、その他公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものはこの限りではありません。

建築物に附属するベランダ、バルコニー、出窓等は外壁とみなし、壁面の位置の制限の対象となります。また、ごみ置場、ストリートファニチャー、排気口、建築設備機器等も制限の対象となります。ただし、電線等の地中化に伴う制御機器等はこの限りではありません。



## H 壁面後退区域における工作物の設置の制限

地区施設利用者等の歩行者空間や、緑化の空間を確保するため、また災害時の円滑な避難、救援活動等防災性・安全性の向上を図るため、壁面後退区域内に容易に動かせない工作物の設置を制限します。

## K 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

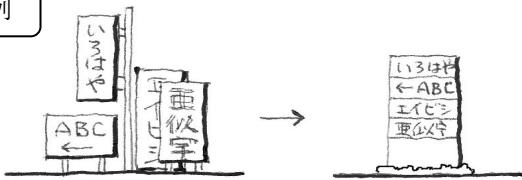
都市の美観風致の維持・増進を図り、環境悪化を防止するため、建築物等の外壁・屋根の色彩及び屋外広告物について制限を定めています。色彩については、市川市景観計画の色彩基準を参考にしてください。

- 1) 屋外広告物は、建物の色調及び周辺景観と調和したものとしてください。

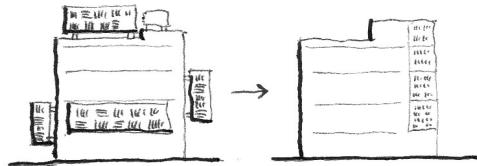
屋外広告物その他これに類するものは、周辺の景観に配慮しできる限り集約してください。

また、やむを得ず、掲載するものについては、設置数、面積など必要最低限のものとし、形態、意匠、色彩については周辺の景観と調和したものとしてください。

例



複数の看板をひとつのシンプルな看板にまとめる



屋外広告物はまとめてシンプルにまとめる

- 2) 公道に面する外壁の窓ガラス、サッシの全面を塞ぐ形状の広告物及びサインシート等を貼らないでください。

公道に面する建築物の外壁に設ける窓ガラスには原則として広告物等を貼付せず、やむを得ず貼付する場合は、設置数、面積などその機能を損なうことのない必要最低限のものとし、色彩なども含め周辺の景観に配慮してください。ただし、建築物の維持管理上やむを得ないと認めるもの、掲示期間を限定するものについてはこの限りではありません。

※その他、詳細については市川市街づくり計画課にお問い合わせください。

(平成 23 年 5 月作成)

(平成 28 年 4 月作成)

(令和 4 年 4 月作成)